令和５年８月１日/宮古市企業立地港湾課

宮古市の企業立地優遇制度

１　市の補助金（条件により県補助金併用）

<table>
<tr><th>優遇措置の名称</th><th>優遇措置の内容</th><th colspan="2">適　用　条　件</th><th>根　　拠</th></tr>
<tr><td rowspan="3">企業立地補助金の交付</td><td rowspan="2"><u>固定資産投資額の 30%以内の額を補助</u>します。
<u>補助金限度額は３億円</u>です。

対象業種は、下記の別表に掲げる事業の用に供する施設です

<u>固定資産投資額は、土地・家屋・償却資産の取得に要する経費</u>です。
（償却資産は、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第６条第１号から第３号まで、第６号及び第７号に掲げる資産です。）</td><td>新設</td><td><u>①固定資産投資額 2,500 万円以上１億円未満の場合、市民新規常用雇用３人以上</u>
<u>②固定資産投資額１億円以上の場合、市民新規常用雇用５人以上</u></td><td rowspan="3">宮古市企業立地補助金交付要綱

岩手県企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱</td></tr>
<tr><td>増設</td><td><u>①固定資産投資額 1,500 万円以上１億円未満の場合、市民新規常用雇用１人以上</u>
<u>②固定資産投資額１億円以上の場合、市民新規常用雇用５人以上</u></td></tr>
<tr><td>固定資産投資額の 10%以内の額を補助します。
補助金限度額は３億円です。</td><td>移転</td><td>・固定資産投資額 1,500 万円以上で市民新規常用雇用１人以上
・移転する工場の公害防止に関し、必要な対策が取られていること。</td></tr>
<tr><td colspan="4">宮古市市営建設工事請負資格者名簿に登載され本市に本社を置く企業が当該工場等を建設する場合は、補助額に固定資産投資額の 10%を加算します。
（加算限度額５千万円）</td></tr>
</table>

別表（対象業種※日本標準産業分類）

農業、林業のうち耕種農業（施設園芸及び植物工場に限る。）
漁業のうち水産養殖業
製造業
電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気業（バイオマス発電に限る。）
情報通信業
運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業
卸売業、小売業のうち卸売業
学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学研究所
サービス業（他に分類されないもの）のうち、機械等修理業

宮古市の企業立地優遇制度（続き）

<table>
<tr><td>固定資産税の課税免除</td><td>３年間の課税免除を行います。
免除対象は、事業に供される機械・装置・工場用の建物と、その付属設備・工場用の建物の敷地に限られます。
（固定資産税の全額が課税免除になるわけではありません。）</td><td colspan="2">【新設】
投下固定資本総額 2,500 万円以上

【増設】
投下固定資本総額 1,500 万円以上</td><td>宮古市工場設置奨励条例
第５条
第６条</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雇用奨励金の交付</td><td rowspan="2">従業員の雇用につき、１人 20 万円の雇用奨励金を交付します。
①初年度は、新設３人、増設１人を超える従業員数が支給対象
②２年度目は、初年度を超える従業員数が支給対象
③３年度目は、初年度と２年度のいずれをも超える従業員数が支給対象

奨励金の限度額は、新設 5,000 万円、増設 1,000 万円です。
従業員は、市民の常用雇用で、1 年間以上勤務した場合、支給対象</td><td>新設</td><td>①投下固定資本総額
2,500 万円以上
②市民の新規常用雇用
３人超</td><td rowspan="2">宮古市工場設置奨励条例
第７条</td></tr>
<tr><td>増設</td><td>①投下固定資本総額
1,500 万円以上
②市民の新規常用雇用
１人超</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利子補給金の交付</td><td rowspan="2">３年間の利子補給を行ないます。
設備投資用の借入金で、実際の借入利率と 1.8%(一部 2.0%)のいずれか低い利率で算出した利子相当額が補助金額です。
借入金限度額は３億円です。
（借入金が３億円を超える場合は、３億円分の利子補給金を交付します。）</td><td>新設</td><td>①投下固定資本総額
2,500 万円以上
②市民の新規常用雇用
３人以上</td><td rowspan="2">宮古市工場設置奨励条例
第８条</td></tr>
<tr><td>増設</td><td>①投下固定資本総額
1,500 万円以上
②市民の新規常用雇用
１人以上</td></tr>
</table>

宮古市の企業立地優遇制度（国の補助金）

２　津波補助金（津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金）

（１）補助対象者　　対象地域内に次の対象施設を新増設しようとする民間事業者

（２）対象施設　　①工場（製造業に供される施設）、②物流施設、③試験研究施設、④コールセンター、データセンターの用に供される施設

（３）対象経費　　工場立地に係る初期投資額（当該事業の用に供する物に限る）のうち、**土地取得費、土地造成費、建物取得費、設備費**

（４）対象地域・補助率

補助率は、外部審査委員会の評価結果によって決定（＝採択時補助率）

補助対象地域	区分		補助率（上限）	補助率（下限）
津波浸水地域	**藤原ふ頭、金浜、赤前、田老**	大企業	１／３	１／８
		中小企業	**１／２**	１／６

（５）交付要件

投下固定資産額が５千万円以上、及び新規地元雇用が要件

投下固定資産額	新規地元雇用者数		投下固定資産額	新規地元雇用者数
５千万円以上	３人以上		５０億円以上	５０人以上
１億円以上	５人以上		６０億円以上	６０人以上
１０億円以上	１０人以上		７０億円以上	７０人以上
２０億円以上	２０人以上		８０億円以上	８０人以上
３０億円以上	３０人以上		９０億円以上	９０人以上
４０億円以上	４０人以上		１００億円以上	１００人以上